

(午前十一時四十分閉會)

閣下

密

院

日本國及印度間通商關係ニ關スル條約御批准
ノ件審査委員會

昭和九年九月五日(水曜日)本院事務所
ニ於テ開會

出席者

一 木 議長

平沼副議長

審査委員長

荒井顧問官

審査委員

河合顧問官

石井顧問官

栗野顧問官

元田顧問官

石塚顧問官

清水顧問官

國務大臣

町田高工大臣

廣田外務大臣

藤井大藏大臣

説明員

金森法制局長官

森山法制局参事官

佐藤法制局参事官

來栖外務省通商局長

栗山外務省條約局長

井上外務書記官

小林外務書記官

小瀧外務事務官

機密院

密
院

福井外務事務官

中島大藏省主税局長

青木大藏省理財局長

谷口大藏書記官

吉野高工次官

竹内高工省工務局長

寺尾高工省貿易局長

副島拓務書記官

村上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

(午前九時開會)

荒井委員長開會ヲ宣ス

廣田外務大臣ヨリ本案條約ニ關スル大體ノ説
明アリ次テ條約局長ヨリ逐條内容ノ説明アリ

河合顧問官ヨリ印度ノ英本國ニ對スル特惠關
稅ニ付質問アリ外務大臣及條約局長ヨリ答辯
アリ更ニ同顧問官ヨリ英國品ト日本品トノ生

産費ノ比較ニ付質問アリ 町田商工大臣及商工
次官之ニ答フ

清水顧問官ヨリ日本ノ綿布ノ輸入關稅引上ニ對ス
ル印度人ノ態度及棉ノ需要者ト綿布輸出業者ト
ノ關係ニ付質問アリ 外務、商工大臣及商工次官
ヨリ答辯アリ

石井顧問官ヨリ條約第四條中ノ *in any appreciable*
measure ノ譯語「相當ノ程度ニ於テ」ハ原文ト意
味ヲ異ニスルニアラスヤトノ質問アリ 條約局長及
外務大臣ヨリ答辯ス

次テ河合顧問官ハ印度カ三十年間モ對日出超
ヲ續ケタルニ拘ラス僅ニ一二年ノ入超ニ因リテ割
當制ヲトルハ不徳義ナリト述ヘ日本カ印棉不買
ノ決議ヲ解キタルハ適當ノ時期ナリシヤ印棉
日布相互ノ不買ノ影響ハ日印何レカ苦シキヤト
ノ質疑アリ 通商局長之ニ答辯ス

元田顧問官ヨリ外務大臣ニ對シ最近ニ於ケル外
交事情ヲ承リタキ旨希望ノ陳述アリ

一木議長ヨリ適當ナル機會ニ於テ一般顧問官ニ
對シ外交報告ヲ為サムコトノ希望アリ 外務大臣

之ヲ諾ス

次テ栗野顧問官ヨリ「ルピー」カ安キ際印度ヨリ
ノ輸入品ニ對シ日本カ重税ヲ課スルノ必要アリ
ヤ否ヤヲ質シ通商局長之ニ答フ

石井顧問官ヨリ印棉百五十萬俵ニテ何ヤール
ノ綿布カ出來ルヤトノ質問アリ商工次官ヨリ答
辯アリ

荒井顧問官ヨリ議定書第四條(二)及第八條ニ付
質問アリ通商局長及條約局長ヨリ答辯アリ

石塚顧問官ヨリ條約ノ前文ニハ「アイルランド」

トアリ御批准文ニハ「北部アイルランド」トアリ相
違スレトモ差支ナキヤトノ質問アリ條約局長
及外務大臣ヨリ差支ナキ旨ヲ答ヘタルモ尚調
査セムコトヲ求ム

荒井委員長ハ右ヲ以テ質問終了ト認メ國務
大臣以下ノ退席ヲ求ム

(國務大臣及説明員退席)

其ヨリ委員間ノ協議ニ入り意見交換ノ結果全
會一致ヲ以テ本案ハ之ヲ可決スヘキモノト決シ
報告書ノ作成ハ之ヲ委員長ニ一任スルコトヲ申

合サル

仍テ荒井委員長開會ヲ宣ス

(午前十一時四十五分開會)

密
院

千九百年十二月十四日「ブラッセル」ニ於テ、千九百十一年六月二日「ワシントン」ニ於テ及千九百二十五年十月六日「ヘーグ」ニ於テ改正セラレタル工業所有權保護ニ關スル千八百八十三年三月二十日「パリ」同盟條約加入方通告ノ件審査委員會

昭和九年九月十三日(木曜日)本院事務所ニ於テ開會

出席者

一木議長

區
寄
院